

より子育てしやすい社会を目指して

児童手当が変わります

～10月分からの変更ポイント～
(支給は12月から)

1 高校生世代まで対象を拡大

2 所得制限を撤廃

3 多子世帯への手当を拡充

- ・多子のカウントが**22歳**までに拡大
- ・第3子以降への支給額が**3万円**まで増額

4 支給回数が年3回から**年6回**へ

- ・偶数月(2・4・6・8・10・12月)に支給されます

問 こども家庭支援課給付係
☎3647-4754 FAX3647-9196



▲詳細はこちら
(区ホームページ)

このような方は手続きが必要です

対象年齢拡大・所得制限撤廃で新たに支給対象となる方

対象と見込まれる世帯へ順次申請書を郵送しますので、申請書の内容を確認のうえ、必要事項を記入し、ご提出ください。

※7月末頃までに申請書が届かない場合は、区ホームページから印刷してください。

※現在受給されている方(特例給付含む)は原則手続き不要です。

申請期間 7/10(水)～11/25(月) (12月に振込が間に合う期限)
※郵送の場合、郵便到着日が申請日となります。
※上記期限を過ぎた場合も、令和7年3/31(月)まで受付可能です。

申請方法

- こども家庭支援課給付係窓口(区役所3階14番)または豊洲特別出張所7番窓口(豊洲シビックセンター3階)で
- 〒135-8383区役所こども家庭支援課給付係に申請書を郵送

お子さんが3人以上のご家庭はこちらも注意!

19～22歳の児童を養育し、多子加算の変更が生じる方

19～22歳のお子さんを含めて3人以上を養育する方は、19～22歳のお子さんを第3子加算のカウント対象に追加する手続きが必要です。お子さんが海外に留学していても支給額が増額する場合がありますので、お問い合わせください。

申請期間 7/10(水)～11/25(月) (12月に支給額変更が間に合う期限)
※上記期限を過ぎた場合も、令和7年3/31(月)まで受付可能です。

申請方法 「監護相当・生計費の負担についての確認書(区ホームページから印刷)」に必要事項を記入のうえ、〒135-8383区役所こども家庭支援課給付係に郵送

●その他、以下にあてはまる方もお手続きください

- ・区に居住する生計中心者(前年中の所得が高い方)が対象児童と別居している場合、申請書のほかに「監護事実の同意書(区ホームページから印刷)」の提出が必要です。対象児童と同居する方の同意署名を受けただうえで、ご提出ください。
- ・離婚や離婚協議中で配偶者と別居している場合、配偶者からの暴力により江東区に避難している場合は、**江東区**へお問い合わせください。
- ・生計中心者が区外に居住している場合は、**生計中心者が居住する自治体**にお問い合わせください。また、生計中心者が国外に居住し、かつ配偶者の方が江東区に居住している場合は、**江東区**での申請手続きが必要です。
- ・生計中心者が公務員の場合は**勤務先の自治体**にお問い合わせください。

多子加算カウントの変更イメージ

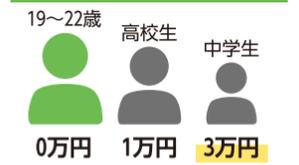
例:第1子が19～22歳、第2子が高校生、第3子が中学生の場合の支給額

改正前(2024年9月分まで)



多子加算が**されない**
(第3子は1万円の支給)

改正後(2024年10月分から)



多子加算が**される**
(第3子は3万円の支給)

※特例給付は廃止

掲載している情報は6月19日時点のもの。最新の情報はお問い合わせください。

東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙

投票日 7月7日(日)
投票時間 午前7時～午後8時



深川の力持めいずいくん
江東区観光キャラクターコトミちゃん

区公式SNSでも情報発信中!



X(旧Twitter)



Facebook



YouTube



ことう区報は、区ホームページでもご覧いただけます
Articles are available at the Koto City Official Website.

